

住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る利用概要等の公表について

住民基本台帳法（昭和 42 年 7 月 25 日法律第 81 号）第 11 条第 3 項の規定により、次のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）について公表いたします。

閲覧年月日	国又は地方公共団体の機関の名称	閲覧に係る住民の範囲	請求事由の概要
令和 6 年 6 月 12 日	横浜市水道局給水サービス部 中村水道事務所	宮ヶ谷	給水装置使用者の特定による水道料金及び下水道使用料の適正徴収のため
令和 6 年 10 月 8 日	横浜市消防局西消防署	平沼一丁目	消防法第 8 条第 3 項に基づく防火管理者選任命令の前段の措置として行う、警告の受命者住所等確認のため